

整理No.

【意見提出用紙】

<意見提出用紙>

【宛先】 経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部貿易管理課御中

【氏名】 日本機械輸出組合 知的財産権問題専門委員会 委員長 外川 英明

【企業名・団体名及び部署名】 日本機械輸出組合 知的財産権問題専門委員会

【〒・住所】 〒105-0011港区芝公園3-5-8 機械振興会館401

【電話番号】 03-3431-9348

【ファクシミリ番号】 03-3436-6455

【意見】 「輸出入取引審議会企画調整部会（知的財産権侵害品の貿易管理の在り方について）の中間とりまとめに対する意見」を別添の通り提出いたします。

平成 18 年 6 月 5 日

経済産業省貿易経済協力局
貿易管理部貿易管理課御中

日本機械輸出組合
知的財産権問題専門委員会
委員長 外川 英明

輸出入取引審議会企画調整部会 (知的財産権侵害品の貿易管理の在り方
について)の中間とりまとめに対する意見

日本機械輸出組合は、わが国の機械貿易・投資の健全な発展を図るべく設立された機械メーカー、商社、エンジニアリング企業より構成される全国的な団体であり、機械産業の国際競争力強化を図る上での知的財産権問題の重要性に鑑み、知的財産権問題専門委員会を設置してわが国及び海外の知的財産権諸制度の検討を行い、内外の知的財産権制度の整備拡充及び障壁削減を促してまいりました。

さて、この度、経済産業省輸出入取引審議会企画調整部会において検討されております知的財産権侵害品の貿易管理の在り方についての論点整理（パブリックコメント案）について意見を募集しておりますことに鑑み、当委員会において検討した結果、下記の通り意見を提出いたします。

記

.知的財産権侵害品の水際手続の改善について

(1)

論点 1.制度改革の基本的方向をいかにすべきか

論点 2.専門性をもって侵害判断するにはどのような仕組みとすべきか

論点 3.裁判所の仮処分等を行政手続で利用してよいか

論点 1 . 2 . 3 に関する意見

水際においては、一見して権利侵害が明白であるような場合には迅速な権利保護が図られるような制度設計であることが重要である一方、権利侵害の判定が明白でなく困難な場合には権利濫用による不当な結果を回避するためにも慎重な判断が行われ得る適正手続 (フェアプロセス)の保障が重要である。

したがって、一般論としては、前者の場合には現行制度の維持または改善により対処する

ことが適切であり、後者の場合には裁判所又は諮問機関等の活用を含む新制度の創設により対応することが適切であると考えられる。

しかしながら、例えば新制度創設型で裁判所活用型を選択した場合において、当事者間の仮処分の結果を経済産業大臣の外為法に基づく指定に事実上直結させ、対物的効果を出すことについては、今後更なる慎重な検討が必要であるものと思料する。製造者・仲介者・輸出者といった複数の者の関与を経て輸出される物品について訴訟対応能力が乏しい者を狙い撃ちにして債務名義を獲得し他のチャンネルを含む輸出を全て止めてしまうことが可能となるといった事態は、上記適正手続きの保障とは程遠い結果を招く可能性を残すからである。さらに、裁判所の仮処分手続きのスピードが水際で要求される慎重判断を担保しながらも必要とされる迅速性を充足できるのかという問題も標準処理期間3ヶ月が裁判所の処理期間を含んでおらず不透明である。

また、外国における特許侵害を理由とする外国裁判所の判決・決定等を債務名義として参酌し輸出差止の判断を行うことはあくまでも参考であるとはいえ、事実上外国判決・決定の行政庁による承認と同等の効果をもたらしかねないものであり、慎重にならざるを得ないものと思料する。

もう一方の諮問機関活用型を選択した場合、行政機関のスリム化を踏まえつつ当該諮問機関が相応の審査能力を有する実態を備え、公正かつ機動的な対応を取り得る組織となり得るかについては、現時点では全く不透明である。

以上を踏まえると、現時点では論点1、2、3ともに新制度の創設には、なお検討すべき課題が多く残されており、現段階でいずれかの選択肢を選びそれを前提として議論することは適切でなく、更に議論を深めていくべき段階に止まっているものと思料する。

(2)

論点4.新制度と関税定率法の申立て制度との分担関係をどうするか(新制度を創設する場合)

論点4に関する意見

現在動いている税関による現行水際制度を否定・廃止すべき積極的理由が見当たらず、権利侵害が明白である場合等で現にこの制度を活用しようとする者がある以上、現行制度は維持し、新制度と並立させることが望ましいと考える。今後検討される新制度の内容によるが、中小企業等に金銭的負担も重い複雑な制度を強いることは避けるべきである。

.模倣品・海賊版の非営業者による輸入について

論点5 輸入規制の狙いを何に求めるか

論点6 外為法以外に代替案が考えられないか

論点5に関する意見

現行商標法等では「業として」ではない輸入は権利侵害ではなく、実際にもいわゆるニセブランド商品、医薬品等以外の工業製品が個人輸入されて大きな被害が出ているとの認識は多くないものと思料する。したがって、偽装防止型（Y案）を導入するのが現実的であるものと思われる。

一方の全面禁止型（X案）とするためには商標法等の改正が不可欠であるものと考えられるが、これらは商標法等の制度の根幹にかかわる本質的問題であり、水際以外の様々な問題を想定して時間をかけて検討すべきものであり、短時間で結論を出すべきものではない。したがって、偽装防止型（Y案）を導入したあとも、現実の被害の状況等を勘案しながら、更なる対策の検討を行うことは必要であるものと思料する。

以 上

<本件連絡先>

日本機械輸出組合 通商・投資グループ（谷口、江川）

〒105-0011 港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 401

電話：03-3431-9348 FAX：03-3436-6455